

入札公告

一般競争入札を執行するので、公立大学法人宮城大学契約事務取扱規程第7条により、次のとおり公告する。

令和8年1月9日

公立大学法人宮城大学理事長 佐野 好昭

1 入札に付する工事

- (1) 工事名 公立大学法人宮城大学食産業学群附属旗立農場ため池遮水シート更新工事
- (2) 施工場所 宮城県仙台市太白区旗立2丁目2番1号
宮城大学太白キャンパス食産業学群附属旗立農場
- (3) 工期 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
- (4) 工事概要 ため池遮水シート更新 一式
- (5) 支払条件 前払、中間払及び部分払 有
- (6) 予定価格 3,450,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (7) 契約保証金 契約金額の10分の1以上の額
- (8) 入札方式 条件付一般競争入札
- (9) 落札方式 最低価格落札方式

2 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

宮城県から建設工事執行規則（昭和39年宮城県規則第9号）第4条第1項の規定に基づく令和7・8年度建設工事競争入札参加登録（以下「登録」という。）を受けている業者で、原則として入札日当日において次の条件を満たしていること。

登録業種	土木一式	登録等級	C等級以上
事業所の所在地に関する条件	宮城県内に本社（店）を有すること。		
施工実績に関する条件	平成27年度以降において公的機関発注の本件同様の工事（遮水シートの更新）を元請として施工した実績（共同企業体としての実績は、代表者であった場合に限る。）を有すること。		
入札保証金	免除		
その他	別紙公立大学法人宮城大学契約事務取扱規程第5条及び入札後審査方式一般競争入札公告共通事項1（1）から（6）に示すとおりとする。		

3 入札担当部署

担当部署	電話番号	FAX番号	メールアドレス	住所
宮城大学事務局太白事務室総務・予算グループ 担当者：平	022-245-1121	022-245-1534	f-soumu@myu.ac.jp	〒982-0215 宮城県仙台市太白区旗立2丁目2番1号

4 入札日程

手続等	期間・期日	場所・方法
入札説明書等の交付	令和8年1月9日(金)から 令和8年1月21日(水)まで	希望者に電子メールで送付する。 交付を希望する者は、以下のとおり、電子メールで連絡すること。 【宛先】 f-soumu@myu.ac.jp 【件名】 「公立大学法人宮城大学食産業学群附属旗立農場ため池遮水シート更新工事」に係る資料送付依頼
質問の受付	令和8年1月9日(金)から 令和8年1月15日(木)まで	宮城大学事務局太白事務室総務・予算グループへ電子メールで提出。
質問に対する回答	令和8年1月19日(月)	入札説明書等の交付を受けた者全員に電子メールで送付する。
入札参加資格確認申請	令和8年1月9日(金)から 令和8年1月21日(水)まで	宮城大学事務局太白事務室総務・予算グループで受付。
入札参加資格確認通知	令和8年1月23日(金)	書面で通知するほか電子メールでも連絡する。
入札書提出期限	令和8年1月27日(火)必着	配達証明付書留郵便又は同等の方法で入札担当部署に送付する。
開札	令和8年1月28日(水)	

(注1) 上記の期間は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとする。

(注2) 事務局のある管理棟に入館の際には、南研究棟守衛室で所定の手続きを行うこと。

5 工事費内訳書の提出

- (1) 入札書に記載されている入札金額に対応した**工事費内訳書(任意様式)**の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書については、必要事項を記載し、入札書と共に提出すること。

6 入札方法等

- (1) 入札日及び場所は入札公告の4に示すとおりとする。

(2) 入札書の提出方法 郵便による入札

(3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を持って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

7 落札者（落札者候補者。以下同じ。）の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が、2人以上あるときは、当該入札事務に直接関わっていない公立大学法人宮城大学職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

8 契約保証金

(1) 公立大学法人宮城大学契約事務取扱規程（以下「規程」という）第41条により、契約金額の100分の10以上の金額を納付するものとする。ただし、規程第43条に該当する場合は免除することがある。

(2) (1)のほか、契約保証金の取扱いは、工事請負契約における契約保証に関する取扱要領（令和元年12月10日施行）を準用する。

9 契約書作成の要否 要（4で交付する工事請負契約書案のとおり）

10 その他

(1) この入札の取扱いは、規程のほか、入札後審査方式一般競争入札公告共通事項を準用する。

(2) 入札公告の開始日から質問書に対する回答日までの期間内に、資料等の訂正及び追加を行う場合がある。入札参加者は資料等の訂正及び追加内容を確認するとともに、質問への回答を確認の上、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する資格のない者及び入札参加資格確認申請において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規程第18条に該当する場合の入札は、無効とする。

なお、4の入札参加資格確認通知を得た者であっても、入札時点において2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。